

令和8年度羽生市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この調達方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象品目

特に分野を限定することなく、調達に努める。

6 基本的な考え方

- (1) 障がい者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 物品の調達に当たっては、可能な限り市内の障がい者就労施設等からの調達に努めるものとする。

6 推進の方法

(1) 調達の方法

社会福祉課は、本方針及び市内の障がい者就労施設等の情報を庁内に周知し、障がい者就労施設等からの調達の推進を図る。

各課等は、その情報に基づき障がい者就労支援施設等から直接調達する。

(2) 調達実績の取りまとめ及び公表

本方針に基づく障がい者就労支援施設等からの物品等の調達実績について、毎年度終了後に取りまとめ、公表する。

7 調達の目標

令和8年度の調達目標額を、次のとおり設定する。

目標額 500千円

8 その他

物品等の調達のほか、障がい者就労支援施設等の市庁舎内での物品の販売や市及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び市民等へのPRの推進にも努めることとする。

9 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、社会福祉課とする。